

岡山県「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上マスコットキャラクター着ぐるみ貸出規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県「ぱっちり！モグモグ」生活リズム向上マスコットキャラクターのエアーカー着ぐるみ並びに当該着ぐるみの付属物（以下「着ぐるみ」という。）の貸出に関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 着ぐるみは、より多くの県民に早寝、早起き、朝ごはん等の生活リズム向上への関心を喚起するとともに、その理解促進等の活動を親しみやすく展開するために使用するものとする。

(貸出対象者及び期間)

第3条 着ぐるみの貸出対象者は、前条に反しない行事等を行う公共団体及び非営利団体等とする。

2 貸出期間は着ぐるみ受領の日から7日以内とする。

(使用承認の申請等)

第4条 着ぐるみの使用を希望する者（以下「申請者」という。）は、使用の2週間前までに着ぐるみ使用申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、岡山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用承認)

第5条 教育長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を承認するものとする。

- (1) 岡山県及び岡山県教育委員会の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 生活リズム向上の推進又は正しい理解の妨げとなるおそれがあるとき。
- (3) 着ぐるみを承認された使用方法に従って使用しないおそれがあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (7) その他、教育長が着ぐるみの使用について不相当と認めたとき。

2 前項の承認は、着ぐるみ使用承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 『着ぐるみ取扱説明書』及び「12V小型制御弁式鉛蓄電池専用充電器取扱説明書」を遵守し、適切に使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (3) 申請書の記載どおりに使用すること。
- (4) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (5) 雨天時又は降雪時に屋外で使用しないこと。
- (6) その他、教育長が付した条件に従って使用すること。

(承認の取消し)

第8条 教育長は、着ぐるみの使用がこの規程又は承認の内容に違反していると認められるときは、当該着ぐるみの使用承認を取り消すことができる。この場合、申請者に損害が生じても、教育長はその責めを負わない。

2 前項の承認の取消しは、着ぐるみ使用承認取消書(様式第3号)をもって行うものとする。

(原状回復)

第9条 着ぐるみを汚損又は亡失した場合は、速やかに教育長へ届け出、その指示に従い、申請者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。

※メンテナンスについて

- (1) 本体の汚れが軽い場合は、まずは手で汚れを払い、それでも取れない場合は、固く絞ったタオルで汚れをふき取ること。
- (2) 全体的に汚れがひどい場合は、エアー着ぐるみの丸洗いクリーニングが必要になるので、教育長へ届け出ること。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。